告 示

埼玉県告示第二百六十四号

お 項 り公告する。 の規定による処分をしたので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 法第二十九条の五第一 以 下 「法」という。 項の規定に基づき、 \smile 第二十九条の二第一 次のと

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 処分をした年月日

令和三年三月九日

可番号 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の 所在地、 代表者の氏名及び許

LD STAGE 二千百十 株式会社WOR 埼玉県戸	会社 TOUBUコーポ 埼玉県草	業	装 丁目九妥有限会社忠和建 埼玉県末	有限会社朋友 埼玉県日	式会社 目十番 黒川設備工業株 埼玉県丸	社 の十 の十 の十 の十 の十 の十	商号又は名称 主たる学
十四番地戸田市大字新曽	番地一草加市柿木町二	三丁目九番十四さいたま市南区	番七号志木市中宗岡三	十七号川口市元郷三丁	四十九号	宮七丁目二番地さいたま市見沼	営業所の所在地
草	太	燕	渡	渡	黒	丸	代
間	田	藤	邊	邊	Ш	山	表者
	和	初		和	光 太	政	の氏な
岡川	樹	義	忠	俊	郎	喜	名
第七○三五五号(般—二八) 埼玉県知事許可	第六五八七〇号 (般一二八)	第六五六八八号 (般—二八) 埼玉県知事許可	第六○七八六号 (般―二八) 埼玉県知事許可	第四八七六三号 (般—二八) 埼玉県知事許可	第三六六六○号 (般─二九) 埼玉県知事許可	第二九三○六号 (般─二八) 埼玉県知事許可	許可番号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項 \mathcal{O} 規定に基づ く許 可 $\widehat{}$ 般建設業の 許 可 \mathcal{O} 取 消 L

四 処分の原因となった事実

告を行ったが、 の二第一項に該当する。 令和三年埼玉県告示第百二十五号によ 公告後三十日を経過しても申出がなく、 り営業所の \mathcal{O} 所在 地 が このことは法第二十九条 確知できない旨の 公